



民生委員制度創設100周年

民生委員制度創設の経緯として、大正5年5月に開催された「地方長官会議」において、当時の笠井信一岡山県知事が、大正天皇から県下の貧民状態についてのご回答を受け、県民の悲惨な生活実態を目の当たりにし、防貧事業の取り組み大綱である「済世顧問制度」を創設しました。

こうしたなか、第一次世界大戦後の混迷した社会情勢、また、大正7年に富山県で発生した「米騒動」に端を発したこのようない騒動が、全国各地に波及するなどの社会不安を背景として、「済世顧問制度」が全国的な注目を浴び、後々の「方面委員制度」、「民生委員制度」に発展するきっかけとなつて今日に至つています。

その間、「済世顧問制度」は、昭和に入り全国殆どの府県で「方面委員制度」として創設、制度化され、名称も「方面委員」として普及、統一されるようになりました。

また、国における「民生委員制度」に係る法律の整備状況としては、昭和11年に「方面委員令」が、昭和21年には「民生委員令」が制定、そして昭和23年には「民生委員法」が公布されました。

「民生委員法」は、その後幾度かの改正を経て、最終平成25年に改正があり、現在の法律となっています。

併せて、関連する法律等としては、昭和4年に「救護法」の公布、昭和22年に「児童福祉法」が、昭和25年には「生活保護法」が

制定され、平成に入り、平成6年には「主任児童委員制度」が創設されました。

和歌山県においては、大正初期からの混迷する社会情勢のなかで、当時の長谷川久一知事が、県民の匡済を目的とした制度設置の検討を命じ、大正15年5月「社会匡済員制度」設置規程を公布し、和歌山市他県下「円50町村を設置区域として、24万面員数(現在の単位民児協数)、204名の社会匡済員が配置されました。

その後全国的な社会の動向と並行して、昭和5年6月に「社会匡済員制度」設置規定を改正し、「社会匡済員」の名称を廃止して「方面委員」に改称しました。

また、昭和6年11月には「方面委員設置規程」を一部改正し、当時の1市99町村で619名の方面委員を配置しました。

その後は「民生委員法」に基づき、3年毎の改選時には、県内の状況を勘案しながら県内全域に定数の民生委員・児童委員を配置し、平成28年4月1日現在、110区域の単位民児協で、2,699名の委員が配置され、委員活動を続けています。

こうした歴史のなかで、平成29年は民生委員制度の源である「済世顧問制度」創設から大きな節目である100年にあたり、全国段階で各種記念事業が実施されます。

まず、「民生委員制度創設100周年

記念全国民生委員児童委員大会」が、平成29年7月9日(日)、10日(月)の2日間、「東京・ビッグサイト」において、全国各地から約1万人の民生委員・児童委員が一同に会し、100年の歴史を振り返り、今後の委員活動の発展に向け思いを新たにする機会として開催されます。

また、社会的孤立を背景とする課題に関する「全国モニター調査」が、全国約23万人の民生委員・児童委員を対象として実施されました。

その他記念事業の一環として、100年間の制度や委員活動の経過、それを取り巻く社会や福祉制度の動向等を取りまとめた「100年通史」が編纂・発行されます。

また、制度や委員活動及び実績等を広く社会に発信するための「広報活動」も展開され、さらには、今後の制度や活動に関する提言活動が行われます。

和歌山県においても、来年の10月には「民生委員制度創設100周年記念和歌山県民生委員児童委員大会」を、約3,000名の民生委員・児童委員及び関係者が参加して和歌山市内で開催する予定です。

さらに、行政・関係機関等の協力及び連携を図りながら、制度や委員活動の理解、認知向上のための広報活動を実施します。

このように、平成29年は「済世顧問制度」創設から100年であり、全国各地、また、和歌山県でも広く国民、県民に制度や委員活動をアピールするために各種記念事業を計画、実施します。



児童の登下校見守り活動

お問い合わせ先

和歌山県民生委員児童委員協議会

T E L : 073-435-5230
F A X : 073-435-5229